

新設された税務調査手続のすべてと税理士の権利

税務調査は、特に納税者の権利侵害を最小限度とするために国民主権の観点から厳格な「法的安定性」及び「予測可能性」が要求されます。

そのためにも税務調査の始期、質問検査権行使の集約・一元化及び税務調査の終了（平成25年1月1日から施行）が、国税通則法に法定化されたことは、税制の民主化に一步近づいた感じがします。したがって、法定化された税務調査手続に基づき平成24年4月30日に「新設された税務調査手続と税理士の権利」（大蔵財務協会）を発刊しました。その後、平成24年9月12日に課総5-9他通達として「国税通則法第7章の2（国税の調査）関係通達の制定について（法令解釈通達）」等がパブリック・コメント済の形で公表されました。特に調査を行う税務職員は、法令よりも通達を重視する傾向にあることから、通達公表後でなければ、実務上、税務調査手続のすべてを把握したことにはならないと私は考えています。すなわち、これで税務調査手続に係る全体が明らかになったと思われま

そこで、今回「新設された税務調査手続のすべてと税理士の権利」（大蔵財務協会）として上梓することにしたものです。そして、文章には法律の趣旨と当該通達の要点を述べ、その通達の要旨については、巻末に集録して読者の適切な理解に努めることとしました。また、新設された調査手続の概要については図表でまとめ、それに注解を添え、系統的に、かつ、細部まで実務に反映できるようにしたつもりです。税務調査とこれに伴う税理士の権利は、将来とも検討すべき問題であることから保存版として私の著書で今回の研修を行いたいと思います。

※ 上記のテーマに関する質問等がある場合は、FAXで研修日2週間前までにお送りください。

講師紹介 税理士・法学博士 みぎやま しょういちろう 右山 昌一郎 氏

税理士法人右山事務所・相談役、日本税法学会理事兼研究委員、
税務会計研究学会理事、日本税務会計学会顧問、明治大学士業会副会長

＝ 開催要領 ＝

1. 日時 平成25年8月19日（月）10時00分～16時00分（受付開始 9時30分）
2. 会場 税理士会館8階会議室
3. 定員・受講料 150名（先着順）・1名 10,000円（昼食付き）
★テキストは大蔵財務協会出版の講師著「新設された税務調査手続のすべてと税理士の権利」を使用します。（テキスト代は受講料に含まれています。）
4. お申込方法 振込用紙に税理士名・登録番号・住所・電話番号をご記入のうえ、研修日1週間前までに受講料をお振り込み下さい。入金確認をもって受付とさせていただきます。先着順に受け付けし、定員に達し次第締め切らせていただきますのでご了承ください。また、受講票は発行いたしませんので、当日は郵便局の払込票兼受領証を受付にお持ちくださるようお願いいたします。
※研修日1週間前を過ぎてからのお申込みの場合は、必ずお電話でご連絡のうえ受講料は当日お支払ください。
※キャンセルにつきましては研修日2週間前までにご連絡いただければ、ご返金いたします。それ以降のキャンセルにつきましてはご返金できませんので、予めご了承ください。
5. 問い合わせ先 東京地方税理士協同組合（電話：045-243-0551 FAX：045-243-0550 <http://www.tochizeikyo.com>）

※研修受講管理システム導入のため、電子証明書(原寸大コピー可)をご持参ください。

組合ニュース5月号に振込用紙付きパンフレットを同封しております。お手元がない方は、協同組合事務局（TEL045-243-0551）宛にお電話ください。事務局よりパンフレットを送付いたしますので、お申込の場合は受講料をお振込みください。入金確認をもって受付となります。